

## 特定化学物質の取扱量 集計結果(平成29年度 小川町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	4	4	88,900	5	900	0.0	88,000
1	80	キシレン	6	1	448,600	2	1,300	0.0	447,300
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	9	1,100	15	1,100	0.0	0.0
1	281	トリクロロエチレン	1	9	7,800	9	7,800	0.0	0.0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	6	1	314,700	4	700	0.0	314,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	3	5	9,300	8	0.0	0.0	9,300
1	300	トルエン	5	3	905,800	1	5,800	0.0	900,000
1	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1	9	87,000	6	87,000	0.0	0.0
1	384	1-プロモプロパン	1	9	1,700	13	1,700	0.0	0.0
1	392	ノルマル-ヘキサン	3	5	317,000	3	0.0	0.0	317,000
1	400	ベンゼン	3	5	59,000	7	0.0	0.0	59,000
1	438	メチルナフタレン	3	5	4,000	11	2,300	0.0	1,700
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	9	1,200	14	1,200	0.0	0.0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	1	9	5,700	10	0.0	5,700	0.0
3	36	メチルイソブチルケトン	1	9	600	16	600	0.0	0.0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	9	3,800	12	3,800	0.0	0.0
		合計	—	—	2,256,200	—	114,200	5,700	2,136,300

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。